第2号議案

庄川地域森林計画変更計画書(案)

（ 庄　川　森 林 計 画 区 ）

計画期間	自　平成２１年　４月　１日
	至　平成３１年　３月３１日

（平成 20 年 12 月樹立）

平成 23 年　　月変更

富　　　山　　　県

目　　次

はじめに　1

第１章　基本的事項

第１項　とやまの森の現状と課題　2

第２項　とやまの森づくりのための基本的な考え方　4

１　とやまの森づくりの基本理念　4

２　とやまの森づくり基本指針　5

３　とやまの森づくり基本指針が目指す森林の姿　6

４　県民参加による森づくりの具体的な方針　8

第２章　計画事項

第１項　計画区の概要　9

１　計画区の概況　9

２　計画区の森林・林業、木材産業の概要　11

３　計画樹立に当たっての基本的考え方　12

第２項　計画の概要　13

１　計画の対象とする森林　13

２　計画事項の概要　14

第３項　森林の整備及び保全に関する基本的な事項　17

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項　17

第４項　森林の整備に関する事項　21
　１　森林の立木竹の伐採に関する事項　21
　２　造林に関する事項　23
　３　間伐及び保育に関する基本的事項　27
　４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　29
　５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項　32
　６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項　34
第５項　森林の保全に関する事項　36
　１　森林の土地の保全に関する事項　36
　２　保安施設に関する事項　37
　３　森林の保護等に関する事項　38
第６項　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項　40
第７項　計画量等　41
　１　間伐立木材積その他伐採立木材積　41
　２　間伐面積　41
　３　人工造林及び天然更新別の造林面積　41
　４　林道の開設又は拡張に関する計画　42
　５　保安林整備及び治山事業に関する計画　50
第８項　その他必要な事項　53
　１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法　53
用語の解説　56

はじめに

この計画は、庄川森林計画区の民有林について、森林法第５条の規定に基づき策定するもので、平成 21 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までの１０年間を計画期間としています。

また、平成１８年６月に施行された「富山県森づくり条例」に基づき、平成１８年１０月に策定（平成２３年１１月に改定）した「富山県森づくりプラン」の基本理念や基本指針などを、この計画の基本的事項としています。

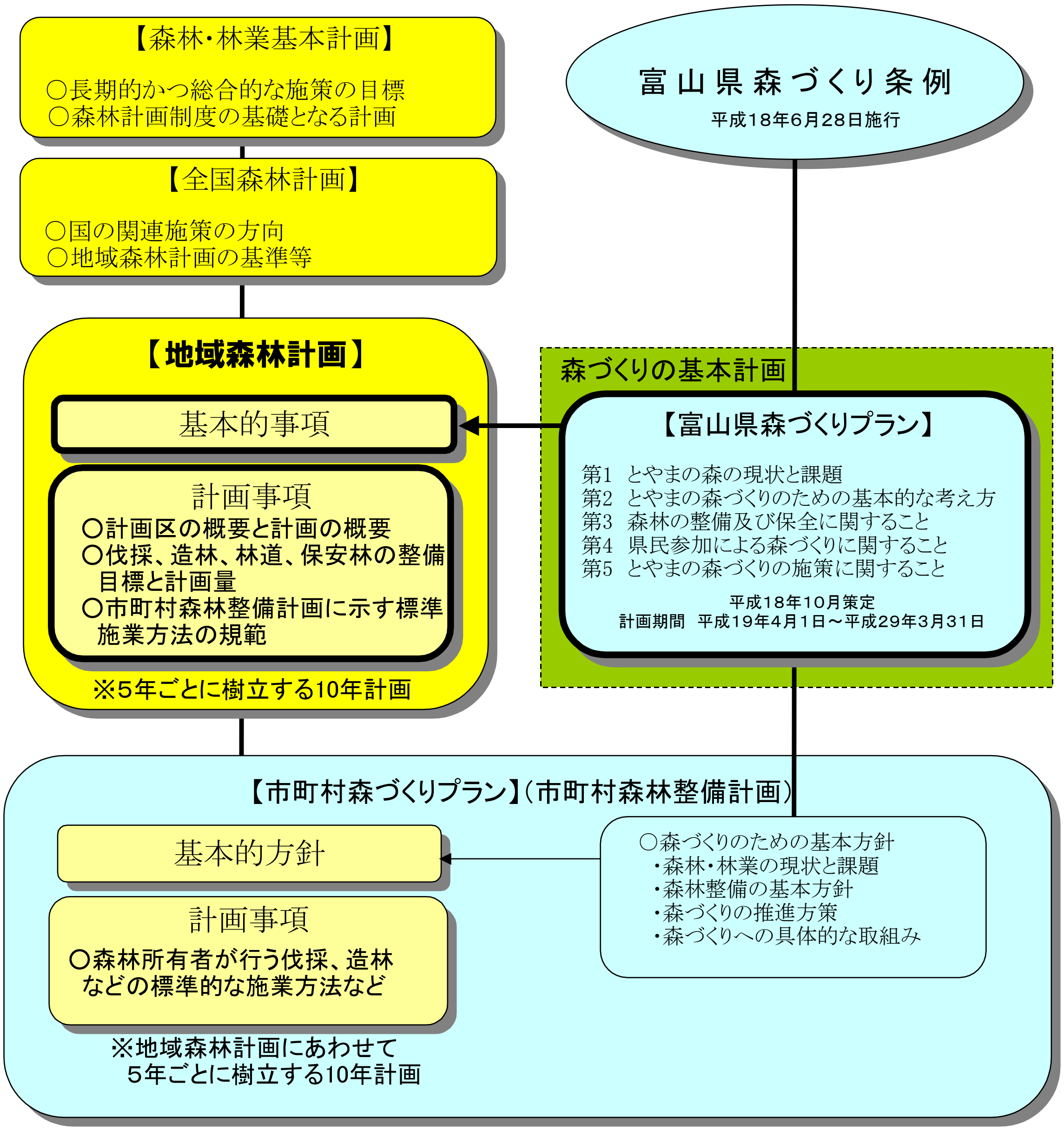

第１章　基本的事項

第１項　とやまの森の現状と課題

本県の県土の３分の２を占める森林は、植生自然度本州一と評価され、この多種多様な動植物が生息・生育する豊かな森林は、洪水や山崩れ、なだれなどの災害から県民の暮らしを守り、また、そこから流れ出す清浄で豊潤な水は、飲料水や農業・工業用水として利用され、神秘の海「富山湾」の豊かな水産資源を育むなど、県民の生活と富山県の産業を支えてきました。

本県の森林の約 60%は、自然豊かな天然林となっており、なかでも長く人手が加えられていない奥山の天然林は、野生生物の生息環境として優れ、水源涵養などの公益的機能も高く評価されています。しかしながら、平成 14 年に県西部で初めて確認されたカシノナガキクイムシの被害が県全域に拡大するなど、森の様相が変化しつつあり、森林の有する多面的な機能を維持するためには被害跡地の復旧が新たな課題となっています。

一方、かつて山村住民とのかかわりの中で維持・管理されてきた里山林は、昭和 30 年代以降の生活様式の変化等により利用されなくなり、時間の経過とともに若い林から成熟した林へと徐々にその姿を変えつつあります。

これにより、明るい林を好む動植物が減少する一方で、クマなどの大型動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなっていることから、平成 19 年度より導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、生物多様性の保全や野生生物との共生を目指した里山の整備及び保全を県民との協働で進めてきました。

整備した里山では、地域住民により管理・利用が行われるようになり、こうした取り組みを県下全域に広げていくためにも、引き続き、里山の整備及び保全を進めることが重要です。

また、本県の森林の約 19%にあたる 53 千 ha のスギを中心とした人工林については、その多くが間伐等の手入れが必要な林齢から木材として利用可能な林齢となっていますが、木材価格の低迷による林業採算性の悪化や不在村森林所有者の増加等により、必要な手入れのなされていない人工林が民有林では 12 千 ha にもおよび、竹林が侵入して衰退するスギ林も増え始めるなど、このまま放置すると、水土保全機能や二酸化炭素吸収源としての働き、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の低下や、風雪害など気象害の発生も懸念されています。

一方、再生産可能で、生産・加工、利用などの過程で二酸化炭素の増減に影響が少ない資材である木材の持続的な生産と利用は、地球温暖化の防止や資源循環型社会の構築に不可欠なことから、必要に応じて、針葉樹と広葉樹が混交する林へと誘導し、公益的機能を維持・向上させつつ木材資源の確保と生産を図ることが重要となっています。

また、県で新たに開発した「優良無花粉スギ」を、花粉の主な飛散源と推定される標高 300m 以下の高齢級のスギ林において、普及・拡大を図っていくことが重要となっています。

このように、森林の有する多面的機能の持続的な発揮の観点から、適切な森林整備の一層の推進が必要とされながらも、従来のような森林所有者や地域住民だけによる森林管理が困難な状況となっているなか、水と緑の森づくり税を活用した活動支援により、森林ボランティア団体等の森林整備活動への取り組みが着実に増えています。

また、森づくりに関する県民等意識調査結果（平成 22 年 11～12 月実施）でも、多くの回答者が県民参加による森づくりの継続を期待し、自らの参加についても前向きなことなどから、水と緑の森づくり税を延長し、森づくり活動の輪をさらに広げ、引き続きその活動を支援していきます。

豊かな水を育むとやまの森

木材として利用可能となっている人工林

里山林整備に集う森林ボランティアの皆さん

高性能林業機械による間伐材作業

第２項　とやまの森づくりのための基本的な考え方

１　とやまの森づくりの基本理念

富山県では、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与するため、「富山県森づくり条例」を平成 18 年６月に制定し、県民全体で支える森づくりの推進に関する基本理念を定めました。

なお、この条例は森づくりに関する総合的な条例として、県や県民、森林所有者など各主体の責務や役割、森づくりに関する基本施策のほか、県民全体で支える森づくりのための新たな財源として「水と緑の森づくり税」についても規定しています。

◆富山県森づくり条例（抜粋）◆

（目的）

第１条　この条例は、森づくりについて、基本理念を定め、並びに県、森林所有者及び森林組合の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第３条　森づくりは、県民が将来にわたって森林のもたらす恵みを享受することができるよう、長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じて推進されなければならない。

２　森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、県民の理解の下、その主体的な参画により推進されなければならない。

３　森づくりは、循環型社会の実現に資する森林資源の重要性にかんがみ、その有効な活用を図ることにより推進されなければならない。

４　森づくりは、森林の適正な整備及び保全が持続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ることにより推進されなければならない。

５　森づくりは、県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

（森づくりの基本計画）

第 10 条　知事は、森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

２　とやまの森づくり基本指針

富山県では、とやまの森づくりの基本理念に基づき、森林の整備及び保全のあり方と、それを県民参加により進めるための仕組みを「とやまの森づくり基本指針」（以下「基本指針」という。）として次のとおり定めています。

（１）森林の整備及び保全の指針

森林の整備及び保全にあたっては、

① 天然林については、地域ニーズ等に対応した多様な里山の再生をめざす「里山林」と、原則として自然の推移に委ね保全・保護する「保全林」に、

② 人工林については、地球温暖化防止と循環型社会に貢献する持続的な木材生産に重点を置く「生産林」と、針葉樹と広葉樹を混在させることで長期的な木材資源の確保と公益的機能の維持･向上の両立を図る「混交林」に、

それぞれ区分して取り扱うこととし、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこととします。

（２）県民参加による森づくりの指針

森づくりを推進するにあたっては、計画、実行、評価、改善（PDCA サイクル）の各プロセスにおいて、幅広い県民の参加を得ながら進めることとします。

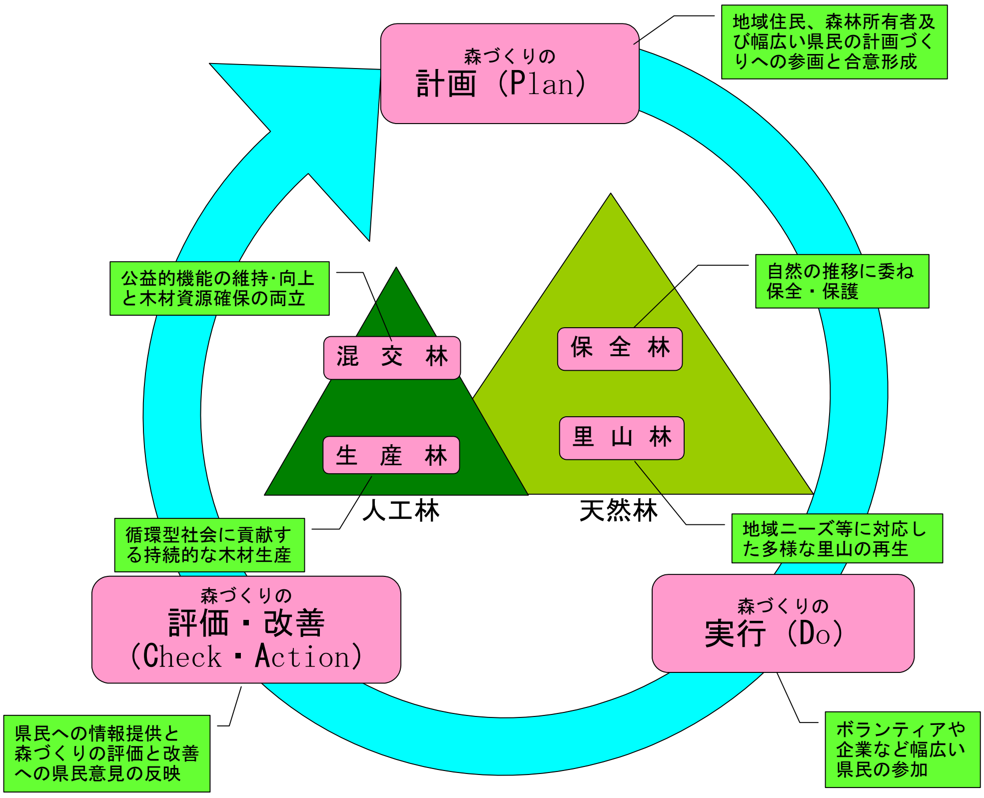

３　とやまの森づくり基本指針が目指す森林の姿

基本指針では、天然林を「里山林」と「保全林」に、人工林を「生産林」と「混交林」に区分して取り扱うこととしており、それぞれが目指す森林の姿については次のとおりとします。

（1）　里山林

集落周辺の里山では、地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山を目指します。

カタクリの咲く明るい見通しの良い里山

繁茂したモウソウ竹を整理した里山

（2）　保全林

継続的な手入れのできない大部分の里山については、水土保全機能の持続的な発揮と向上に加え、多種多様な生物の生息環境として、自然豊かな奥山の天然林と一体として保全・保護することを原則として、自然の推移による成熟した天然林（天然生林）を目指します。

成熟方向にある里山の二次林
（コナラ・ウラジロガシ林）

自然豊かな奥山の天然林
（ブナ林）

（３） 生産林

樹木の成長が良好で、傾斜が緩く道路に近いなど低コストで効率的な施業が可能な人工林では、適切な間伐を実施することで、水土保全機能や生物多様性の保全などの公益的機能を確保しつつ、適期の伐採と再造林を繰り返す、持続的な木材生産を目指すこととします。

なお、木材生産に重点を置く人工林であっても、水源地域などの公益的機能の発揮が特に求められる場所では、適切な密度管理のもとに長伐期施業に移行するなどして、水土保全機能を維持・向上させつつ持続的な木材生産と両立する人工林を目指します。

間伐実施後搬出を待つ県産スギ丸太

公益的機能も高い高齢級人工林

（４） 混交林

高標高地や土壌条件が悪いなどにより植栽木の十分な生長が見込めない場所や、道路から遠く管理や木材生産にコストがかかるなど、林業経営が困難な人工林では、すでに侵入している広葉樹などを活かし、あるいは整理伐を行って在来の広葉樹の自然侵入を促進するなどして、広葉樹とスギなどとが混在する自然状態に近い森林に誘導し、天然力を活用することで、管理に手間をかけずに、水土保全機能や生物多様性の保全など公益的機能の維持・向上と長期的な木材資源確保とが両立する人工林(針広混交林)を目指します。

広葉樹の自然侵入により混交林化した奥山の人工林

みどりの森再生事業により光環境が改善し、下層に広葉樹が侵入･生長

４　県民参加による森づくりの具体的な方針

基本指針では、計画・実行・評価・改善の各プロセスにおいて幅広い県民の参加を得ることとしており、それぞれのプロセスにおける県民参加のあり方については次のとおりとします。

（１）森づくりの計画

○　県は、森づくりの基本指針に基づき、県民意見などを反映し、森づくりに関する全県的な大枠の計画を策定します。
○　市町村は、県のプランに沿って、幅広い住民との合意形成をはかりながら、地域の実情に応じた森林整備の計画の策定に努めます。

（２）森づくりの実行

○　里山の再生整備や竹林の整理などは、森林ボランティアなど幅広い県民の参加を得て、地域住民、森林所有者、行政が協働で整備を進めます。
○　公益性の高い混交林の整備などは、県民の支援のもとに進めます。
○　森林ボランティア活動への支援を行います。
○　持続的な木材生産を円滑に進めるために、県産材の有効利用などに努めます。

（３）森づくりの評価と改善

○　森づくりに関して幅広い県民からの意見を求めるため、森林 GIS やインターネットなど多様な手段により、県民への森づくりに関する情報の提供に努めます。
○　県民意見などを踏まえた、より実効性のある森づくりを進めるため、総合的な森づくり施策や個々の実行状況を評価し、改善を行うための仕組みを作ります。

第２章　計画事項

第１項　計画区の概要

１　計画区の概況

（１）自然条件

位置　富山県西部に位置し、西は石川県、南は岐阜県に、東は本県の神通川森林計画区に接しています。
また、富山県高岡農林振興センターが所管する４市、同砺波農林振興センターが所管する２市で構成されています。

地形　計画区の中央には砺波平野と射水平野が開けており、その南部にかけては、庄川、小矢部川とのその支流が谷を刻む急峻な山岳地形となっています。
一方、北西部や南東部には比較的緩やかな丘陵地帯が広がっています。

河川　南西部には砺波平野を横切る小矢部川が、その東には、岐阜県を源とする庄川が射水平野を形づくり、いずれも高岡市で富山湾に流れ込んでいます。
一方、能登半島に続く北部丘陵地帯や南東部の丘陵地帯には流域面積の小さな中小河川が多く存在します。

土壌　山地のほとんどは褐色森林土壌であり、南部の標高 1000m以上の尾根地形ではポドゾル化土壌、地形の急峻な所では残積性未熟土が見られます。

気候　高岡市の最高気温は 36.6℃、年間降水量は 2,666mm であり、砺波市では、35.7℃、2,772mm となっています。一方、積雪については、岐阜県境に接する南部山間地域は有数の豪雪地帯であり積雪深は３ｍにも達しますが、北西部の丘陵地帯は比較的積雪の少ない地域となっています。

（２）社会経済的条件

構成　６市（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市）

人口　457 千人

産業　産業別就業者割合は、第一次産業４.3％（全県 4.3％）、第二次産業 36.4％（同 34.8％）、第三次産業 58.7％（同 60.4％）となっています。
注：平成１７年国勢調査結果より

交通　JR 北陸本線、国道８号線、北陸自動車道が東西に横断し、北陸各県及び首都圏、関西圏とを結ぶ産業、経済の動脈となっています。一方、南北に縦断する東海北陸自動車道と能越自動車道が中京圏とを結び、経済交流の活性化のほか、能登、五箇山などの観光への活用が期待されています。

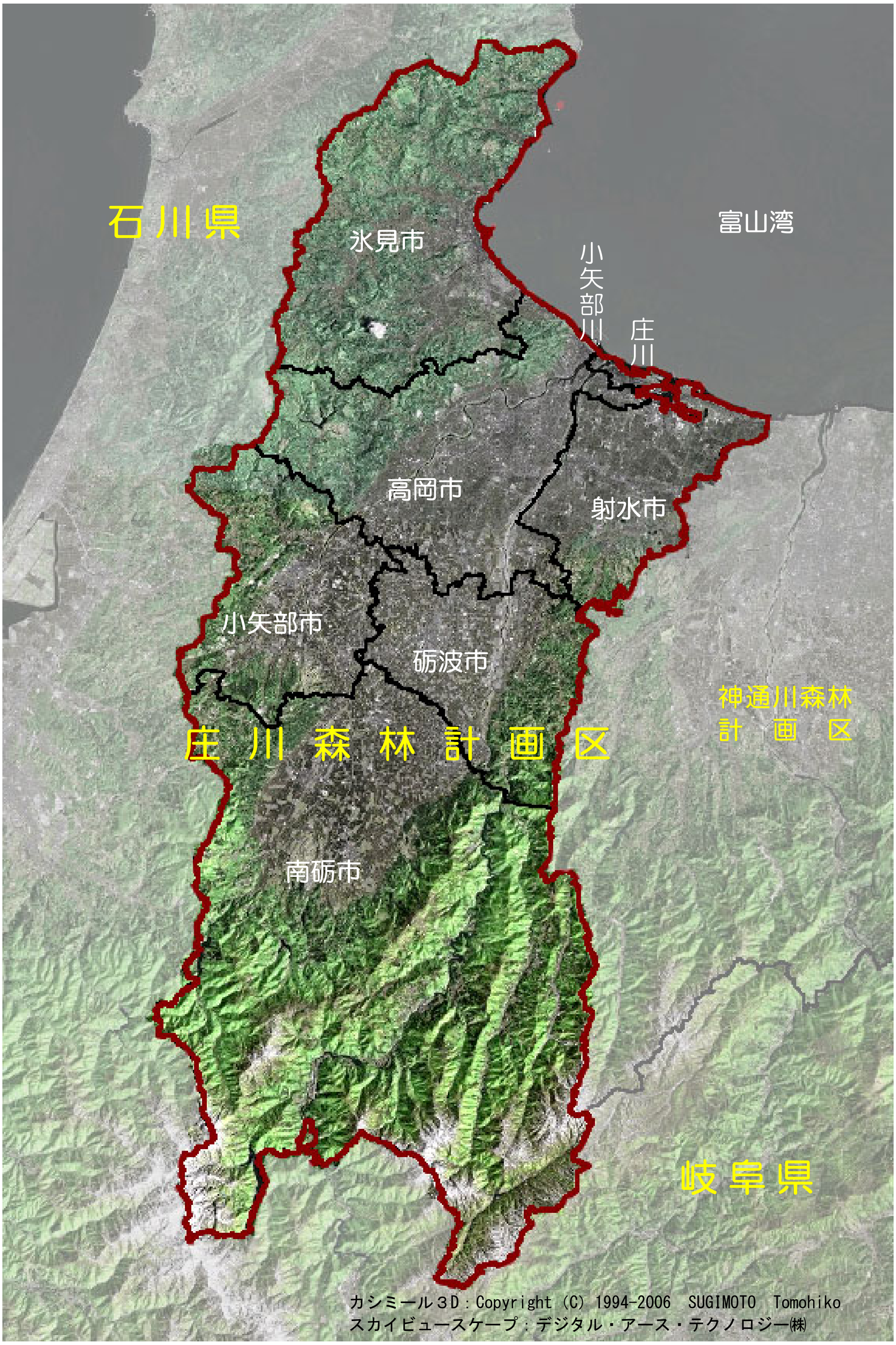

２　計画区の森林・林業、木材産業の概要

（１）森林資源の概要

計画区の総土地面積のうち約 56%にあたる 83 千 ha が森林であり、全県の森林面積の 29%を占め、このうち 74 千 ha が民有林となっています。

民有林のうち人工林は２４千 ha（人工林率 36%）であり、樹種ではスギが 92%を占めています。このうち計画区北西部の丘陵地帯は古くから電柱材を生産してきた林業地でしたが、今日では木材価格の低迷などから主伐が行われず、人工林の 53%が 45 年生を超え高齢級化が進んでいます。

一方、丘陵地帯を中心に分布するコナラを中心とした里山二次林は、燃料革命以降の生活様式の変化などに伴い利用されなくなったことで、60 年生を超える林分が 81%となっています。

（２）林業の概要

本計画区の民有林の所有形態別森林面積は、個人が 63%を占めていますが、この個人所有者の 69%が、「保有山林規模１ha 以下」の所有者で占められており、小規模な山林所有者が多い状況となっています。

また、木材価格の低迷や山村地域の過疎化による労働力の減少、不在村森林所有者の増加などにより、間伐などの必要な手入れが行われていない人工林については、水源涵(かん)養機能や地球温暖化防止等の公益的機能の維持・向上の観点から、間伐等の森林整備の加速化が求められています。

（３）木材産業の概要

本県では、外材を製材する大型製材工場が港湾地区に多くあり、このため平成 22 年次の木材供給量 438 千m^3のうち外材依存率は 77.9%と、全国平均の 31.3%を大きく上まわっていますが、近年は、その中心である北洋材原木の課税強化等により、本県の木材産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっています。

一方、県産材の供給量は 56 千m^3であり、うち人工林から生産されるスギ材は 31 千m^3ですが、その生産体制を強化するとともに、新たな流通加工体制を構築することが緊急の課題となっています。

３　計画樹立の当たっての基本的考え方

本計画書では、第１章第２項のとやまの森づくりのための基本的な考え方や、前項の計画区の概況を踏まえ、森林の整備及び保全に関する目標と計画期間内に到達すべき計画数量や、市町村森林整備計画の規範となる基本的事項や指針等について定めることとします。

なお、庄川計画区では、北西部が緩やかな丘陵地帯となっており土壌も樹木の生長に適していることから、林業の適地が多い反面、南部は急峻な地形が多くを占め豪雪地帯であることなどから、防災機能の発揮が特に求められるほか、白山や能登、五箇山などの豊かな自然環境の保全も重要であり、計画策定にあたっては、これらも考慮することとします。

第２項　計画の概要

１　計画の対象とする森林

この計画で対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する庄川森林計画区域内の民有林とし、この森林は、森林法第１０条の２に基づく林地の開発行為の許可制度及び同条の７の２に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度、同条の８に基づく伐採及び伐採後の造林届出制度の対象となります。

なお、本森林計画区の森林計画図は、富山県森林政策課及び本計画区を所管する農林振興センター、関係市町役場において縦覧できます。

◆森林の対象とする森林の面積◆

単位　面積：ha

区　　分		面　　積	備　　考
総　　数		73,569.62	
市町村別内訳	高岡市	6,646.20	旧高岡市、旧福岡町
	氷見市	13,452.21	
	砺波市	3,446.67	旧砺波市、旧庄川町
	小矢部市	5,878.23	
	南砺市	42,969.44	旧城端町、旧平村、旧上平村、旧利賀村、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町
	射水市	1,176.87	旧小杉町、旧大門町

２　計画事項の概要

この計画の計画期間である平成２1 年度から平成３0 年度までの１0 年間の森林の整備及び保全の目標や、実施の計画量は次のとおりとします。

（１）森林資源及び林道整備率の目標

ア　森林面積及び蓄積

計画期末の施業方法別森林面積及び ha 当りの森林の蓄積については、伐期の長期化や放置人工林の針広混交林化、里山の整備を推進することなどを考慮し、次のとおり設定します。

	【現況（H20.3.31）】		【期末（H31.3.31）】	（変更前）
育成単層林	24,097ｈａ	⇒	23,714ｈａ	（23,087ha）
育成複層林	154ｈａ	⇒	1,679ｈａ	（1,704ha）
天 然 生 林	43,793ｈａ	⇒	42,966ｈａ	（43,253ha）
森林の蓄積	220m^3/ha	⇒	246m^3/ha	（ 239m^3/ha）

イ　林道整備率

計画期間末における木材生産や森林管理に必要な林道の整備率について、「富山県林道網整備計画」などに基づき、次のとおり設定します。

【現況（H20.3.31）】		【期末（H31.3.31）】	（変更前）
７８％	⇒	８３％	（８２％）

※林道整備率は、富山県林道網整備計画の整備目標に対する率です。

（２）計画量の概要

ア　立木の伐採量

計画区の森林資源の状況などを考慮し、計画期間内における伐採立木材積について、次のとおり設定します。

単位：千m^3

区　分	計画量　計 H21.4～H31.3	前期計画量 H21.4～H26.3	後期計画量 H26.4～H31.3
主伐材積 （変更前）	469 （488）	165 （191）	304 （297）
間伐材積 （変更前）	502 （595）	254 （306）	248 （289）

イ　人工造林や天然更新の面積

計画区の地質、土壌等の自然条件及び伐採計画量等を考慮し、計画期間における人工造林及び天然更新する面積を次のとおり設定します。

単位：ｈａ

区　分	計画量　計 H21.4～H31.3	前期計画量 H21.4～H26.3	後期計画量 H26.4～H31.3
人工造林 （変更前）	1,023 （1,030）	442 （412）	581 （618）
天然更新 （変更前）	1,297 （1,420）	648 （720）	649 （700）

ウ　間伐の実施量

計画区の森林資源の状況等を考慮し、計画期間における間伐を実施する面積を次のとおり設定します。

単位：ha

区　分	計画量　計 H21.4～H31.3	前期計画量 H21.4～H26.3	後期計画量 H26.4～H31.3
間伐面積 （変更前）	7,613 （9,141）	3,788 （4,705）	3,825 （4,436）

エ　林道の開設延長

計画区の路網の整備状況や森林管理及び木材搬出の効率向上等を考慮し、計画期間における林道の開設延長を次のとおり設定します。

単位：ｋｍ

区　分	計画量　計 H21.4～H31.3	前期計画量 H21.4～H26.3	後期計画量 H26.4～H31.3
林道開設 延長 （変更前）	50 （46）	25 （23）	25 （23）

オ　保安林の面積

計画区の自然条件や社会条件等を考慮し、計画期間末における保安林の面積を次のとおり設定します。

単位：ｈａ

区　分	計画量　計 H21.4～H31.3	前期計画量 H21.4～H26.3	後期計画量 H26.4～H31.3
水源かん養 （変更前）	14,783 （14,617）	14,534 （14,507）	14,783 （14,617）
災 害 防 備 （変更前）	16,214 （16,024）	16,061 （15,948）	16,214 （16,024）
保健・風致 （変更前）	2,153 （2,153）	2,153 （2,153）	2,153 （2,153）
総　数 （変更前）	31,197 （30,762）	30,795 （30,576）	31,197 （30,762）

※総数欄は、2 以上の目的達成のために指定する保安林があるため、
内訳の合計とは合致しない。

カ　治山事業の施行地区数

計画区の自然条件や社会条件、保安林の指定状況、森林の荒廃状況等を考慮し、計画期間における治山事業の施行地区数を次のとおり設定します。

単位：地区

区　分	計画量　計 H21.4～H31.3	前期計画量 H21.4～H26.3	後期計画量 H21.4～H26.3
治山事業 施行地区数 （変更前）	111 （111）	51 （51）	60 （60）

第３項　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、第 1 章第 2 項の「とやまの森づくりのための基本的な考え方」を踏まえるとともに、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護に関する取組を推進します。

◆森林の有する機能（はたらき）◆

―豊かで清らかな水を育む（水源涵養機能）―

森林の土壌は、雨水を蓄え徐々に流しだすことから、洪水や渇水を防ぐとともに、土壌中の栄養素を溶かし込んだ水は、川や海の生き物を育んでもいます。

―人々の命と暮らしを守る（山地災害防止機能／土壌保全機能）―

下草が生え、地中には樹木の根が張り巡らされている森林は、雨による土壌の流出や、山崩れやがけ崩れを防ぐとともに、木の幹は雪の動きを抑え、なだれの発生を防いでいます。

―快適な生活環境を創造する（快適環境形成機能）―

海岸林は潮風や飛砂から、街の森は騒音、強風などから私たちの生活を守っています。また、森林は空気中の汚染物質などを葉に吸着するなどして、大気の浄化にも役立っています。

―豊かな自然と豊かな心を育む（保健・レクリェーション機能）―

森林には様々な動植物が生息・生育し、また、美しい景観を醸し出しています。さらに、この豊かな自然は、森林浴やレクリエーションの場となり、私たちの生活に安らぎと潤いを与えています。

―潤いのある自然景観を構成する（文化機能）―

森林の景観は、行楽や芸術の対象として人々に感動を与えるほか、伝統文化伝承の基盤として自然観の形成に大きく関わっています。 また、森林環境教育や体験学習の場としても役だっています。

―様々な動植物を保全する（生物多様性保全機能）―

森林は、鳥類、昆虫類をはじめとする野生動植物の生息・生育の場となっています。 このように、森林は、遺伝子や生物種、生態系を保全するという、根源的な機能を持っています。

―環境にやさしい生活を支える（木材等生産機能）―

木は二酸化炭素を吸収して成長し木材として利用されます。また、この木材は伐採後に再造林することによって再生産が可能です。この環境にやさしい資材である木材を生産することや、山菜やキノコを供給することも森林の大切なはたらきの一つです。

（２）森林の整備及び保全の目標

各機能に応じた森林の望ましい姿は、次のとおりです。

◆森林の有する機能を発揮する上での望ましい森林資源の姿◆

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵（かん）養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（３）森林の整備及び保全の基本方針

各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

◆森林の整備及び保全の基本方針◆

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	・ 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 ・ 立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ・ ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	・ 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 ・ 立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ・ 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

快適環境形成機能	・ 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 ・ 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	・ 県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ・ 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	・ 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 ・ 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 ・ 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	・ 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進する。 ・ 施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

（４）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画区の自然条件や社会条件を踏まえ、かつ、「とやまの森づくり基本指針」で示された、本県の森づくりのあり方をもとに、本計画区の計画期間において達成すべき森林資源の状態は、次のとおりとします。

区分		現　況 （平成19年３月末）	計画期末 （平成31年３月末）
面積 (ha)	育成単層林	24,097	23,714
	育成複層林	154	1,679
	天然生林	43,793	42,966
森林蓄積（m3/ha）		220	246

第４項　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項

（１）森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項

森林の立木竹の伐採については、第３項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、自然条件や社会条件及び伐採後の更新方法などを考慮した適切な方法により行うものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第8項の１の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

（２）森林の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法については、次の指針に沿って、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆森林の伐採（主伐）の標準的な方法◆

１．更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する

２．伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する

３．林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

◆種類別の伐採の指針◆

種　類	標準的な伐採の方法
皆　伐	気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保存帯を設け、適確な更新を図る。
択　伐	森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）とする。

◆スギ人工林の主伐の時期の目安◆

樹　　種	生産目標	植栽時の本数	期待径級	主伐時期の目安
タテヤマ ス　　ギ	一般建築材	2,500本/ha	28.5cm	４５年
	優良大径材	〃	39.5cm	９０年

※地位３の場合

（３）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢については、その樹種の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

なお、標準伐期齢の目安は次のとおりとしますが、この林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

◆樹種別の標準伐期齢の目安◆

樹　　　　種	林　　齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ　その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ　カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

（４）その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林ついては、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあっては、伐期の延長や長伐期林及び複層林（針広混交林）への誘導を推進します。

２　造林に関する事項

（１）造林に関する基本的事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、第２項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第８項の１の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

（２）人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆人工造林の対象樹種に関する指針◆

木材生産を主目的とする場合はスギを主体とするが、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材需要にも配慮した樹種を選定する。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆人工造林の標準的な方法に関する指針◆

１．植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など、造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案して、次の表を参考に定める。なお、実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、立地条件を十分考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討する。

２．新植の地拵えについては、雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とする。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとする。

３．植付けの方法については、気候や傾斜などの自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めるとともに、植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付ける。

◆人工造林の植栽本数◆

樹　種	施業区分	植栽本数	備　　考
スギ	標準施業	2,500 本/ha	
	針広混交林	1,000 本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000 本/ha 以上	
	針広混交林	1,000 本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注１）防災を目的とする場合は、スギ、広葉樹を含め 5,000 本/ha 程度とする。

注２）針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆方法別の伐採跡地の人工造林をすべき期間◆

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆　伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内。
択　伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し５年を超えない期間。

（３）天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆天然更新の対象樹種◆

多様な森づくりを進める観点から、天然更新の対象樹種は、コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。 このうち、ぼう芽更新が可能な樹種は、コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とする。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆天然更新の対象樹種の期待成立本数◆

伐採後おおむね５年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、１ヘクタールあたり 10,000 本程度とする。

◆天然更新すべき立木の本数◆

天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度３となる１ヘクタールあたり3,000本程度とする。

◆更新の種類別の更新補助作業の方法◆

更新の種類	作　業	内　容　等
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行う。
天然下種/ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり１～３本残す。

◆天然更新の完了を確認する方法◆

・天然更新の完了の判断基準 伐採後おおむね５年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね１ヘクタール当り 3,000 本（期待成立本数の立木度３）以上成立し、かつその出現率が 70%以上となった状態をもって、更新完了とする。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合をいう。 ・天然更新の完了の確認調査の方法 対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ１カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、１ 調査区の大きさは、帯状に長さ 30m、幅 1mの区域とする。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずる。プロットは１調査区を６等分に分割して設定する。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆伐採跡地の天然更新をすべき期間◆

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後５年以内とする。

（４）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆天然更新による成林が期待できない森林の判断基準◆

１．ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
２．高標高地や尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
３．地形、傾斜、積雪量及び周辺の植生等から判断して、雪の移動(グライド)が懸念される森林。
4．大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
５．病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。

（５）その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林ついては、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林に努めるものとします。

３　間伐及び保育に関する事項

（１）間伐及び保育に関する基本的事項

間伐及び保育については、第３項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、自然条件や社会条件及び最終的に目標とする林型や主伐の時期並びにコストの低減などを考慮した適切な方法により、間伐を実施することとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第８項の１の保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法によるものとします。

（２）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次の指針に沿って、地域における既往の間伐の方法などを考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆タテヤマスギ人工林における間伐の時期◆

施業体系		間伐時期及び間伐率 上段：林齢 下段：間伐率（材積）		
		初回	２回目	３回目
植栽本数 2,500 本/ha	伐期 ４５年	17 年生 24%	24 年生 27%	34 年生 28%
	伐期 ９０年	20 年生 33%	33 年生 33%	55 年生 32 %

注）地位３における間伐時期の一般的な目安を示したもの。

◆間伐の標準的な方法◆

１．林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた時期に実施する。その際、一定の期間内に林冠がうっ閉するように行う。

２．森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、形質不良木に偏ることなく、適切な伐採率により繰り返し行う。特に、高齢級の間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

なお、既往の気象害の状況などを勘案し、雪害を考慮する必要がある場合は、市町村森林整備計画において、次を参考に、間伐を実施すべき森林の立木の形状比についても定めることとします。

◆雪害を考慮した間伐を実施すべき森林の立木の形状比（参考）◆

樹　　種	形状比
ボカスギ・カワイダニスギ	６５以上
上記以外のスギ	７０以上

（３）保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法（時期、回数、作業方法）については、次の指針に沿って、地域における既往の保育の方法などを考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆作業種別の標準的な方法◆

種　類	標準的な方法
下刈り	局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な方法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
除　伐	適正な林分構造が維持されるよう適切な時期に、適切な方法により行う。また、保育の目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値などを勘案し、有用なものは保存し育成する。
雪起し	雪起しは、林木の生長及び形質に悪影響が出ないよう、雪解け後 1 月以内行う。
枝打ち	枝打ちは、林木の生育状況、生産目的等に応じて適切な時期に、適切な方法により行う。

◆スギの標準的な保育の実施林齢及び回数等◆

種　類	実施林齢及び回数等
根踏み	植栽の翌年春（２年生）に実施
下刈り	植栽の翌年（２年生）～４年生までは２回刈 ５年生～８年生までは１回刈
つる切	つる類の繁茂状態に応じて適時に実施
除　伐	下刈り終了後、１３年生程度を目安に実施
雪起し	３年生～１０年生まで消雪後１カ月以内に実施
枝打ち	樹高 6mの頃に初回の枝打ち（枝下高 2m）を実施。その後、樹高が３～４m増すごとに繰り返し（1 回の枝打ち高は 2mまで）、生育状況、生産目的等に応じ枝下高 6～8mまで実施。

（４）その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林ついては、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、計画的な間伐及び保育に努めるものとします。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能の別に応じて、公益的機能別施業森林を下表のとおり４つに区分して取り扱うこととします。

また、保安林をはじめ様々な法律により施業が指定されている森林（制限林）は、公益的機能別森林の対象とすることを基本とします。

◆森林の有する機能と公益的機能別施業森林の関係◆

森林の有する機能	公益的機能別施業森林
水源涵(かん)養機能	水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健・レクリエーション機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
文化機能	

注）生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、区域設定の対象としない。

ア　区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域の設定については、次の指針に沿って、森林の有する地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、林班又は小班を単位として市町村森林整備計画で定めることとします。

◆区域の設定基準等◆

種　類	森　林　の　基　準	対象となる制限林等
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林	・水源かん養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵(かん)養機能の評価区分が高い森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺

増進を図るための森林施業を推進すべき森林		・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林

イ　森林施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の森林施業の方法については、次の指針に沿って、森林の有する地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆森林施業の方法◆

種　類	施　業　の　方　法
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を目安とする。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢の 2 倍の林齢を目安とする。 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林／保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢の 2 倍の林齢を目安とする。 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。 なお、保健文化機能の維持増進を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定については、次の基準に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆区域設定の基準◆

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林施業を推進していく森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林であり、木材の生産機能の維持増進を図る森林

イ　森林施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、次の基準に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆森林施業の方法◆

生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を実施し、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

（３）その他必要な事項

＜なし＞

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

林道事業の計画量は第７項の４のとおりとします。

◆基幹路網（林道及び林業専用道）の現状◆

区　分	路線数	延長（km）
基幹路網	445	845
うち林業専用道	0	0

※平成 21 年度　富山県森林・林業統計書（平成 23 年４月）による。

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準については、林地の傾斜度を因子とし、その目安を下表のとおり定めます。

地域ごとに目標とする路網密度や作業システムの組合せを明らかにしていくことにより、効率的・効果的な基盤整備を進めます。

◆効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準◆

区　　分	作業システム	路網密度（m/ha）	
			基幹路網
緩傾斜地（ 0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～　　）	架線系作業システム	5以上	5以上

（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

傾斜が急峻な箇所、脆弱な地質・土壌な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域を路網整備等推進区域とします。

路網整備等推進区域については、この基本的考え方を踏まえ、市町村森林整備計画で定めることとします。

（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備にあたっては、以下の規定、指針に則り、適切な規格・構造を確保することとします。

ア　林道及び林業専用道

林道規程（昭和 48 年４月１日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年９月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）及び富山県林業専用道作設指針（平成 23 年４月１日森政第 432 号）。

イ　森林作業道

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）及び富山県森林作業道作設指針（平成 23 年３月 31 日森政第 541 号）。

（５）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

《該当なし》

（６）その他必要な事項

＜なし＞

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関しては、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託や、林業経営の委託への転換を促進することとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

森林施業の共同化に関しては、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進します。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

（２）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、富山県林業担い手センターや富山県林業カレッジを中心として、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を行うこととします。

また、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善支援に取り組むこととともに、事業量の安定確保、生産性の向上等による事業の合理化についても、一体的に促進することとします。

（３）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業機械の導入の促進に関しては、本県の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進することとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、目標とすべき路網密度の水準と作業システムを目安として林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。

（４）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続きが適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林であることが証明された木材・木製品の利用の普及について、関係者一体となって推進することとします。

（５）その他必要な事項

都市住民を中心としたＵＪＩターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めることとします。

第５項　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定めます。

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>面積（ha）</th><th>留意すべき事項</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">総数</td><td>49,520.74</td><td rowspan="9">１．立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐を避けること。
２．土地の形質の変更は、極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的態様に応じた最小限度の規模にとどめ、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど土地の保全に十分留意すること。</td><td rowspan="9">対象森林
　次の保安林及び普通林で、山地災害防止機能等を高度に発揮させる必要のある森林
（１）水源かん養
（２）土砂流出防備
（３）土砂崩壊防備
（４）干害防止
（５）なだれ防止
（６）魚つき</td></tr>
<tr><td rowspan="8">市町村区分</td><td>高岡市</td><td>3,250.89</td></tr>
<tr><td>氷見市</td><td>6,728.92</td></tr>
<tr><td>砺波市</td><td>1,497.64</td></tr>
<tr><td>小矢部市</td><td>2,526.30</td></tr>
<tr><td>南砺市</td><td>35,467.05</td></tr>
<tr><td>射水市</td><td>49.94</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

《該当なし》

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

　土石の切取、盛土等土地の形質変更にあたっては、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとします。

（４）その他必要な事項

＜なし＞

２　保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

保安林については、第３項の森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）は第７の５（１）のとおりとします。

（２）保安施設地区に関する方針

保安施設地区については、現況が森林以外の土地において、水源の涵養又は災害の防備のため、保安施設事業を行う必要があると認められたときに、必要に応じて指定することとします。

（３）治山事業に関する方針

治山事業については、第３項の１に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、近年、豪雨災害などが頻発していることから、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を計画的に推進することとし、治山事業の計画量は第７の５（３）のとおりとします。

（４）特定保安林の整備に関する事項

＜なし＞

（５）その他必要な事項

保安林の適正な管理を行うため、地域住民、市町村等の協力参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等、標識の設置、巡視・指導の徹底等を適正に行うほか、衛生デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとします。

3　森林の保護等に関する事項

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策については、次の指針に沿って、病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

◆松くい虫防除対策◆

防除方法	対　象　松　林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛 生 伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

注）森林林病害虫等防除法に基づき、県民公園頼成の森、高岡、氷見、医王山県立自然公園の４区域の高度公益機能森林について、薬剤による地上散布及び伐倒駆除の命令防除を実施。

◆カシノナガキクイムシ防除対策◆

防除方法	対　象　森　林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

（２）鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを実施し、その結果を踏まえて、防護柵の設置等に努めることとします。

◆クマ剥ぎ被害対策◆

防除方法	対　象　森　林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 （1 施業地の面積が 0.1ha 以上）
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

◆シカ被害対策◆

防除方法	対　象　森　林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 （1 施業地の面積が 0.1ha 以上）
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

（３）林野火災の予防の方針

　林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進することとします。

　また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとします。

（４）その他必要な事項

＜なし＞

第６項　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

（１）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林とします。

保健機能森林の区域については、次の指針に沿って、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を考慮して、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆保健機能森林の区域の基準◆

湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林。

（２）保健機能森林の区域内の森林における施業の方法等に関する指針

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法、森林保健施設の整備については、次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとします。

◆保健機能森林の区域内の森林における施業の方法等に関する指針◆

項　　目	指　針　等
施業の方法	森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵(かん)養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、択伐による施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とする。 また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。
森林保健施設の整備	自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行う。 また、整備に当たっては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定め実施する。

第７項　計画量等

１　間伐立木材積その他伐採立木材積

計画区の森林資源の状況などを考慮し、計画期間内における伐採立木材積について、次のとおり設定します。

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	971	907	64	469	405	64	502	502	0
前半5ヵ年の計画量	419	385	34	165	131	34	254	254	0

２　間伐面積

上記１により定める間伐に係る伐採立木材積、間伐を実施すべき林齢となっている森林、過去の間伐の実施の傾向等を考慮し、計画期間内における間伐面積について、次のとおり設定します。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	7,613
前半5ヵ年の計画量	3,788

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

計画区の地質、土壌等の自然条件及び伐採計画量などを考慮し、計画期間内における人工造林及び天然更新別の造林面積について、次のとおり設定します。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,023	1,297
前半5ヵ年の計画量	442	648

４　林道の開設及び拡張に関する計画

計画区の路網の整備状況や森林の管理及び木材の搬出効率の向上等を考慮し、計画期間内における開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、次のとおり設定します。

①　市町村別集計表

単位　延長：km

開設拡張の別		市町村名	路線数	延長計	備考
開設	市町村別内訳	総数	30	50.0	変更
		高岡市	7	7.7	変更
		氷見市	4	3.9	
		砺波市	6	3.7	変更
		小矢部市	1	0.5	
		射水市	0	0	
		南砺市	12	34.2	変更

開設拡張の別		市町村名	路線数	延長計	備考
拡張	市町村別内訳	総数	113	167.8	変更
		高岡市	28	48.0	変更
		氷見市	7	11.7	
		砺波市	5	7.0	変更
		小矢部市	16	18.1	
		射水市	7	4.0	
		南砺市	50	79.0	変更

② 路線別明細表

ア 開 設

単位 延長：ｋｍ、面積：ｈａ、蓄積m^3

開設拡張の別	種 類	区分	市町村名	路 線 名	延長	利 用 区 域 面 積	前半 5ヶ年の計画箇所	備考
開設	自動車道		高岡市	花尾尾崎	1.0	40		
〃	〃		〃	出水山	1.0	18		
〃	〃		〃	中野口	0.5	71		
〃	〃		〃	上向田西明寺	0.5	66		変更
〃	〃	林業専用道	〃	西明寺	2.0	43	○	変更
〃	〃	林業専用道	〃	元取山	2.1	62	○	変更
〃	〃		〃	竹園線	0.6	22		変更
			小計	7	7.7			
開設	自動車道		氷見市	氷北	1.0	1,266		
〃	〃		（高岡市） 氷見市	能越２号	1.1	(984) 642		
開設	自動車道		氷見市	桑院赤毛	0.7	67		
〃	〃		〃	池田床鍋	1.1	36		
			小計	4	3.9			
開設	自動車道		砺波市	正権寺庄山	0.4	62		変更
〃	〃		〃	栃上	0.6	50		
〃	〃		〃	市ノ谷	0.3	26		
〃	〃		（富山市） 砺波市	横住奥山	1.2	(275) 223	○	変更
〃	〃		砺波市	金剛寺	0.6	95	○	変更
〃	〃		〃	井栗谷孫子	0.6	50		変更
			小計	6	3.7			
開設	自動車道		小矢部市	源氏ヶ峰	0.5	33		
			小計	1	0.5			
開設	自動車道		南砺市	上平・福光	5.0	3,466	○	
〃	〃		〃	高成１号	7.4	3,263	○	
〃	〃		〃	祖山大明神	1.4	44	○	
〃	〃		〃	くれもち	0.4	63	○	
〃	〃		〃	高成２号	7.0	1,098	○	
〃	〃		〃	五上段	0.2	358		
〃	〃		〃	高草嶺	2.1	45	○	
〃	〃	林業専用道	〃	細島	0.5	17	○	変更
〃	〃		〃	ふれあいの森	7.4	1,657	○	
〃	〃		〃	尾洞山	2.0	100	○	
〃	〃		〃	奥山	0.5	358		
〃	〃		（小矢部市） 南砺市	加越県境	0.3	(292) 80		
			小計	12	34.2			
			計	30	50.0			

イ 拡　張

単位　延長：ｋｍ、面積：ｈａ、蓄積：m^3

開設拡張の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	備考
拡張	舗装		高岡市	岡田	(1) 2.9	57	○	
	(局部)改良				(1) 2.9			
〃	舗装		〃	尾屋敷	(1) 1.1	21		
	(局部)改良				(1) 1.1			
〃	舗装		〃	尾屋敷２号	(1) 1.5	20		
	(局部)改良				(1) 1.5			
〃	舗装		〃	上野	(1) 1.7	34	○	
	(局部)改良				(1) 1.7			
〃	舗装		〃	尾崎	(1) 2.3	58		
	(局部)改良				(3) 1.0			
〃	舗装		〃	山川	(1) 3.7	88	○	
	(局部)改良				(1) 0.5			
〃	舗装		〃	小野八谷	(1) 0.5	87	○	
	(局部・法面)改良				(1) 2.7			
〃	舗装		〃	花尾尾崎	(1) 2.8	55	○	変更
	(局部・法面)改良				(3) 0.5			
〃	舗装		〃	五位小野	(1) 2.8	64	○	
	(法面・幅員)改良				(2) 2.0			
〃	舗装		〃	大骨	(1) 0.1	6		
〃	〃		〃	矢瀬尾五位	(1) 3.1	72	○	変更
〃	(局部)改良		〃	白山	(3) 1.0	170	○	
〃	〃		〃	鎌谷・笹波	(1) 1.0	142		
〃	〃		〃	広地	(3) 1.0	149		
〃	〃		〃	五十辺	(3) 0.3	66		
〃	〃		〃	麻生谷境	(3) 1.5	67		
〃	〃		〃	上野２号	(5) 1.0	31	○	
〃	〃		〃	加茂	(2) 0.1	90		
〃	〃		〃	馬場花尾	(5) 0.2	56		

単位　延長：ｋｍ、面積：ｈａ、蓄積：m^3

開設拡張の別	種　類	区分	市町村名	路　線　名	延長	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	備考
〃	（局部）改良		高岡市	堀切	(1) 0.2	80		
〃	〃		〃	樽ヶ野	(2) 0.1	20	○	変更
〃	〃		〃	鞍馬寺	(2) 0.1	9		変更
〃	〃		（氷見市）高岡市	能越２号	(1) 0.2	(984) 342		
〃	（幅員）改良		高岡市	巡り谷	(1) 1.0	62		
〃	〃		〃	城光寺２号	(1) 0.6	50	○	変更
〃	（局部・法面）改良		〃	宮の谷	(2) 2.7	82		
〃	〃		〃	八谷	(2) 0.4	105		
〃	〃		〃	与茂九郎	(2) 0.2	76		変更
			小計	28	(64) 48.0			
拡張	舗装		氷見市	氷北	(1) 1.6	1,266		
	（局部）改良				(1) 0.2			
〃	舗装		〃	碁石ケ峰	(1) 2.6	94		
	（局部）改良				(2) 0.2			
〃	舗装		（高岡市）氷見市	能越２号	(1) 1.9	(984) 642		
〃	〃		氷見市	栗原・鉾根	(1) 2.2	75		
〃	〃		〃	中谷内・栗原	(1) 2.4	62		
〃	（局部）改良		〃	熊無寺尾	(1) 0.1	104		
〃	（幅員）改良		〃	池田床鍋	(1) 0.5	36		
			小計	7	(10) 11.7			
拡張	舗装		砺波市	正権寺庄山	(1) 1.7	62		変更
〃	〃		〃	三谷	(1) 0.7	51		変更
〃	〃		〃	金剛寺	(1) 3.1	95		変更
〃	（幅員・排水・法面）改良		〃	頼成山２号	(4) 0.8	61		
〃	〃		〃	増山	(2) 0.7	21		変更
			小計	5	(9) 7.0			

単位　　延長：ｋｍ、面積：ｈａ、蓄積：m^3

開設 拡張 の別	種　類	区分	市町村名	路　線　名	延長	利　用 区　域 面　積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	舗装 （局部） 改良		小矢部市	内山五郎丸	(1) 0.4 (1) 0.1	89		
〃	舗装 （局部） 改良		〃	大谷	(7) 5.6 (1) 0.1	153		
〃	舗装 （局部） 改良		〃	滝谷	(1) 2.3 (1) 2.3	35		
〃	舗装		〃	寺谷	(1) 0.1	25		
〃	〃		〃	北一	(1) 1.1	20		
〃	（局部） 改良		（高岡市） 小矢部市	能越１号	(2) 0.2	(1,391) 638		
〃	〃		小矢部市	三国山	(1) 0.1	31		
〃	〃		〃	了輪名ケ滝	(2) 0.1	75		
〃	〃		〃	浅ケ谷	(1) 0.1	57		
〃	〃		〃	中谷	(1) 0.1	13		
〃	〃		〃	大山	(1) 0.1	96		
〃	〃		〃	横谷上野本	(1) 1.9	83		
〃	〃		〃	枡山	(1) 0.1	37		
〃	〃		〃	源氏ケ峰	(1) 0.1	33		
〃	〃		〃	牧場北廻り	(1) 0.1	151		
〃	（幅員） 改良		〃	菅沼	(1) 3.2	120		
			小計	16	(27) 18.1			
拡張	舗装		射水市	天池上	(1) 0.6	33		
〃	（局部） 改良		〃	浄土寺	(1) 0.1	32		
〃	〃		〃	鳥越	(1) 0.5	22		
〃	〃		〃	二の谷	(1) 1.0	53		
〃	（法面・幅員） 改良		〃	生源寺野大山	(1) 1.0	10		
〃	〃		〃	明地丸山１号	(1) 0.5	4		
〃	〃		〃	鳥越１号	(1) 0.3	3		
			小計	7	(7) 4.0			

単位　延長：ｋｍ、面積：ｈａ、蓄積：m^3

開設拡張の別	種　類	区分	市町村名	路　線　名	延長	利　用 区　域 面　積	前半 5ヶ年の 計画箇所	備考
拡張	舗装 （法面） 改良		南砺市	高成１号	(1) 6.2 (2) 0.2	3,263	○	
〃	舗装 （法面） 改良		〃	入谷	(1) 0.4 (3) 0.5	649		
〃	舗装 （法面） 改良		〃	大牧	(1) 0.5 (6) 1.0	1,103		
〃	舗装 （法面） 改良		〃	杉谷	(1) 1.2 (3) 0.5	143		
〃	舗装 （法面） 改良		〃	樋瀬戸	(1) 3.7 (5) 0.8	112	○	
〃	舗装 （法面） 改良		〃	蛇目	(1) 0.6 (5) 0.8	54		
〃	舗装 (幅員・法面) 改良		〃	袴腰	(1) 3.2 (5) 3.2	1,076	○	
〃	舗装 （法面・排水） 改良		〃	小原	(1) 0.3 (2) 0.4	96		
〃	舗装 （法面・排水） 改良		（白川村） 南砺市	牛首	(1) 2.4 (9) 1.8	(3,264) 1,517		
〃	舗装 (橋梁・局部・法面) 改良		南砺市	西俣	(1) 1.5 (8) 2.0	277	○	
〃	舗装 (排水) 改良		〃	背戸島	(1) 1.7 (1) 1.7	56	○	
〃	舗装		〃	高清水	(1) 10.3	1,119	○	
〃	〃		〃	大島兀高	(1) 0.3	183	○	
〃	〃		〃	尾峰	(1) 1.0	212		
〃	〃		（富山市） 南砺市	清水入谷	(1) 1.3	(319) 67	○	
〃	〃		南砺市	尾洞山	(1) 0.3	100	○	

単位　延長：ｋｍ、面積：ｈａ、蓄積：m^3

開設拡張の別	種類	区分	市町村名	路線名	延長	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	備考
〃	舗装		南砺市	丸山	(1) 1.0	49	○	
〃	〃		〃	池田	(1) 1.0	46		
〃	〃		〃	七村	(1) 0.9	33		
〃	(幅員・排水) 改良		〃	大谷	(3) 0.5	40		
〃	〃		〃	小二又２号	(1) 0.5	55	○	
〃	（法面） 改良		〃	名号谷	(3) 0.3	36		
〃	〃		〃	赤祖父	(28) 2.4	1,731		
〃	〃		〃	縄ヶ池	(3) 0.2	184	○	
〃	〃		〃	杉尾横倉	(3) 0.3	227		
〃	〃		〃	五上段	(3) 0.3	358		
〃	〃		〃	桜ケ池	(1) 0.1	83		
〃	〃		〃	真川	(1) 0.1	94		
〃	〃		〃	城福	(10) 1.2	1,525		
〃	〃		〃	杉尾袖川	(5) 0.5	161		
〃	〃		〃	高坪	(3) 0.1	280		
〃	〃		〃	花房	(3) 0.1	42		
〃	〃		〃	柳峠	(3) 0.5	573		
〃	〃		〃	高成２号	(6) 1.0	1,098	○	
〃	〃		〃	ロンレー２号	(3) 0.1	64		
〃	〃		〃	ホラの谷	(6) 1.0	172	○	
〃	〃		〃	西大谷	(8) 0.7	165		
〃	〃		〃	医王	(7) 0.8	1,507		
〃	〃		〃	奥孫	(4) 0.8	433	○	
〃	(幅員・法面) 改良		〃	茅場	(3) 1.0	42		
〃	〃		〃	大平	(8) 1.0	33	○	
〃	(法面・排水) 改良		〃	西赤尾	(5) 0.3	304		
〃	〃 舗装		〃	獅子越	(7) 2.8 (1) 4.5	554	○	変更

単位　延長：ｋｍ、面積：ｈａ、蓄積：m^3

開設拡張の別	種　類	区分	市町村名	路　線　名	延長	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	備考
〃	舗装		南砺市	西谷	(2) 0.8	63		
〃	〃		〃	下島	(7) 1.5	110		
〃	〃		〃	八乙女	(15) 2.5	537	○	
〃	〃		〃	白谷	(6) 1.0	343		
〃	〃		〃	アテビオ	(3) 0.5	825		
〃	〃		〃	胡麻堂	(2) 0.3	39		
〃	(幅員・法面・排水) 改良		〃	塔尾	(6) 0.6	810		
			小計	50	(237) 79.0			
			計	113	(354) 167.8			

注　：　１　市町村名欄の（　　）は、当該林道が通じている隣接市町村
　　　　２　延長欄の（　　）は、箇所数
　　　　３　利用区域欄の（　　）は、当該市町村を含めた全体の量

5　保安林整備及び治山事業に関する計画

（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

計画区の自然条件や社会条件を考慮し、計画期間内における保全林として管理すべき森林の種類別面積等については、次のとおり設定します

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面　積（ha）	前半5ヵ年の計画面積	備　考
総数（実面積）	31,197 （30,762）	30,795 （30,576）	 （変更前）
水源かん養のための保安林	14,783 （14,617）	14,534 （14,507）	 （変更前）
災害防備のための保安林	16,214 （16,024）	16,061 （15,948）	 （変更前）
保健、風致の保存等のための保安林	2,153 （2,153）	2,153 （2,153）	 （変更前）

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

指定／解除	種類	森林の所在		面　積（ha）	前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん養のための保安林	高岡市（福岡町）	勝木原	10	3	水源かん養のため	
			沢川	30	10		変更
			小野	30	9		
		小計		70	22		
		氷見市	桑の院	10	3		変更
			吉岡	10	3		変更
			棚懸	10	3		変更
			寺尾	30	10		
			角間	6	6		追加
			赤毛	9	9		追加
			余川	7	7		追加
		小計		82	41		
		小矢部市	嘉例谷	10	3		変更
		小計		10	3		

		砺波市					
		（砺波市）	伏木谷	5	2		変更
			別所	5	2		変更
		（庄川町）	落シ	10	2		変更
		小計		20	6		
		南砺市					
		（福光町）	臼中	40	14		
			坂本	10	3		変更
		（城端町）	在房	10	3		変更
			瀬戸	10	3		変更
		（井口村）	井口田屋	2	1		追加
		（平村）	小谷	5	2		変更
			田向	10	3		変更
			入谷	10	3		変更
			高草嶺	10	3		変更
		（上平村）	楮	10	3		変更
			細島	10	3		変更
			田下	10	3		変更
		（利賀村）	草嶺	10	3		変更
			坂上	10	3		変更
			押場	10	3		変更
			田島	5	2		変更
			阿部当	12	4		変更
			水無	20	6		変更
		小計		204	65		
	総計			386	137		変更
	災害防備のための保安林	砺波市				災害防備のため	
		（庄川町）	庄	20	11		変更
		小計		20	11		
		南砺市					
		（城端町）	上田	12	7		変更
			大鋸屋	10	6		変更
			北野蓑谷	10	6		変更
			北野西明	10	6		変更
			北野外2入会	20	11		変更
			林道	20	11		変更
			上田外26ケ				変更
			村入会	20	11		変更
		（平村）	杉尾	20	11		変更

			寿川	20	11		変更
		（上平村）	皆葎	20	11		変更
		（福光町）	刀利	10	6		変更
			小院瀬見	10	6		変更
			小山	10	6		変更
		（利賀村）	岩渕	10	6		変更
			仙野原	10	6		変更
			大勘場	40	21		変更
			大勘場水無入会	20	11		変更
			栃原	20	11		変更
			百瀬川	30	14		変更
		小計		322	178		
	総計			342	189		変更
解除	災害防備のための保安林	氷見市	島尾	3	3	指定理由の消滅	
			窪	1	1		
		小計		4	4		
		高岡市	太田	6			
			渋谷	1	1		
		小計		7	1		
	総計			11	5		

③　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源のかん養（変更前）			4,400（4,400）	4,400（4,400）	440（440）
災害の防備（変更前）			4,900（4,800）	4,900（4,800）	490（480）
保健・風致の保存等（変更前）			650（650）	650（650）	65（65）

（2）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

《該当なし》

（3）実施すべき治山事業の数量　（変更なし）

第８項　その他必要な事項

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、以下のとおりです。

◆保安林◆

保安林及び保安施設地区の施業方法については、保安林ごとに個々の指定施業要件が定められています。

なお、森林法施行令の「指定施業要件を定める場合の基準」は以下のとおりです。

事　項	基　　準
伐採の方法	(一)　主伐に係るもの イ　水源のかん養又は風害若しくは干害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ　土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備若しくは潮害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 ハ　なだれの防止をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。 ニ　伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 (二)　間伐に係るもの イ　主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とする。 ロ　主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
伐採の限度	(一)　主伐に係るもの イ　同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。

	ロ　地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (二)　間伐に係るもの 　伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の１０の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が１０分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
植栽	(一)　方法に係るもの 　満１年以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (二)　期間に係るもの 　伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。 (三)　樹種に係るもの 　保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

◆自然公園等◆

区　分	施業の方法等
国立公園特別保護地区	●　環境大臣と農林水産大臣の協議による
国立公園・国定公園・県立自然公園第１種特別地域	●　伐採については原則として禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。 ●　単木択伐法は、次の規定により行う。 ・　伐採できる林齢は、標準伐期齢に１０年以上加えて決定する。 ・　択伐率は、現在蓄積の１０％以内とする。
国立公園・国定公園・県立自然公園第２種特別地域	●　伐採方法は原則として択伐とする。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐を行うことができる。 ●　国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木択伐とする。 ●　伐採できる林齢は、標準伐期齢以上とする。 ●　択伐率は、用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とする。 ●　皆伐を行う場合の１伐区の面積は 2ha 以内とし、更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。
国立公園・国定公園・県立自然公園第３種特別地域	●　全般的な風致の維持を考慮して施業を実施することとし、特に施業の制限は定めない。

◆その他◆

砂防指定地	●　富山県砂防指定地等管理規則による。
史跡名勝天然記念物	●　文化庁長官及び市町村教育委員会との協議による。
鳥獣保護区特別保護地区	●　鳥獣の保護繁殖上、一般的に影響の大きいと認められる箇所は単木択伐又は本数で 20%以内の択伐とする。 ●　その他の箇所については特に定めない。
特別母樹林	●　原則として禁伐とする
県自然環境保全地域の特別地区	●　それぞれの地域ごとに定められている保全計画による。
都市計画区域風致地区	●　皆伐を行う場合にあっては、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域面積が 1ha をこえないこと。

用語の解説

《あ行》

育成単層林
森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林
森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

枝打ち
節のない木材を生産すること等を目的に、立木の枝を切り落とす作業。

《か行》

快適環境形成機能
蒸発散作用等による気候を緩和、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、ヒートアイランド現象の緩和などにより、快適な環境形成に寄与する機能。

皆伐
一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。

拡大造林
天然林を伐採した跡地、原野等に人工造林を行うこと。

カシノナガキクイムシ
体長五ミリ弱のキクイムシの一種。カシやナラに集団で穿入して病原菌を持ち込み、枯死被害を発生させる。

下層植生
森林において上木に対する下木（低木）、及び草本類からなる植物集団のまとまりのこと。

刈出し
ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため、ササ等を刈り払うこと。

間伐
育成段階にある森林内における樹木の混み具合に応じて、育成目的の樹木の密度を調整するために伐採(間引き)する作業。植栽木の木材的価値を高めるとともに、林内を明るくして森林の有する多面的機能を維持・向上させる。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

郷土種
郷土種とは、もともとその地域に生育していた植物種のこと。
これに対して、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種のことを「外来種」「移入種」といい、外来種（移入種）は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことから、郷土種による森づくりが必要とされている。

禁伐
法令等で伐採が禁止されていること。

渓間工
森林の保全や下流域への土砂流出の防止を目的として渓流内で実施される工事。治山ダム工、流路工等がある。

形状比
樹幹の形状を示す物さしの１つで、樹高(H)を胸高直径(D)で割った H/D の値をいう。形状比が大きいほど細く長い幹なので冠雪害などに対する抵抗力が小さくなる。

更新
伐採等により樹木が無くなった箇所に、植林を行うこと等により新しい森林をつくること。

更新樹種
植栽木、天然下種等により発生する稚樹及びぼう芽のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種。

更新の完了
伐採跡地において、更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林が成立すると見込まれる状態。

高性能林業機械
従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。

国有林
国が所有する森林。

混交林
「とやまの森づくり基本指針」に基づき、針広混交林に誘導し、公益的機能の維持・向上と木材資源の確保を図る人工林。

《さ行》

再造林
人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

作業道
林道等から分岐し、立木の伐採、搬出、造林等の作業を行うために作設される簡易な構造の道路。

里山
人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地に存する森林であって、人により維持若しくは管理がなされており、又は、かつてなされていたものをいう。

里山林
「とやまの森づくり基本指針」に基づき、地域ニーズや森林の状態、生息・生育する動植物などに応じた、多様な里山の再生を目指す集落周辺の天然林。

山地災害防止機能／土壌保全機能
森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食の抑制、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。

山腹工
荒廃した山腹斜面等において植生を回復させることにより斜面の安定化を図るために実施される工事。土留工、実播工等がある。

資源循環型社会
環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。自然の循環（自然生態系）に大きな負荷を与えず、その再生に人間が積極的に関与する。

下刈り
植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

市町村森林整備計画
森林法に基づき、市町村長が、地域森林計画に即しつつ、市町村の実情に応じた造林・保育・伐採時期などの森林整備及び施業の共同化の促進、担い手の育成など、森林整備の条件整備に関する事項について、10 年を一期として 5 年ごとに樹立する計画で、地域森林計画対象森林（民有林）を有する全ての市町村で策定する。

収量比数
ある平均樹高の時、その立木が達し得る最大の材積に対する現実の立木材積の比率。

樹下植栽
複層林の造成を目的として行う樹下への苗木の植栽。

樹冠
樹木の枝と葉の集まりをいい、上層の主に陽葉からなる部分を陽樹冠、下層の主に陰葉からなる部分を陰樹冠という。

樹冠疎密度
一定森林面積上の林木の生育状態を示す密度。おおむね２０㎡の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。

主伐
利用できる時期に達した立木を伐採し収穫すること。間伐を異なり、伐採したあとに植林等を行う。

除伐
育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林
スギやヒノキなどの針葉樹と、コナラなどの広葉樹が混生している森林。

人工造林（植林）
苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。

人工林
人工造林により成立した森林。

薪炭林
薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林で、主に伐採後の株から萌芽により更新する。

森林環境教育
森林林業をテーマとして体験を重視しながら行う環境教育、森での体験を通して豊かな人間形成を目指す体験教育で、知識、体験を問わず森林や林業に関して学ぶこと。

森林組合
森林組合とは、森林所有者の社会的経済的地位向上と森林の保続培養と森林生産力の増進を図る目的で作られた森林所有者の協同組合で、施業、販売、購買などを共同化するもの。

森林経営計画
森林所有者又は森林経営の受託を受けた者が、単独又は共同で自ら所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として作成する伐採、造林、路網整備、森林の保護等の５年間の計画。

森林計画区
森林法第６条に基づいて、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴くとともに、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に分けた区域。

森林生態系
ある植生地域に生息する各種生物（植物と動物）が密接な関係をもちながら共存する状態を総括していう。

森林整備
森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業（施業）
目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為。

森林施業計画

森林の持つ諸機能が持続的かつ高度に発揮されるよう、計画的、合理的な森林施業を確保するため、森林所有者等が自発的に単独または共同で作成する具体的な伐採・造林等の５カ年間の計画。

森林の公益的機能

社会公共に利益をもたらす機能で、水源の涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、地球環境保全等の機能をいう。

森林・林業基本計画

「森林・林業基本法」の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき策定した計画。森林及び森林施策の基本方針、森林のもつ多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用に関する目標、政府が講ずべき施策を明記。

森林・林業基本法

森林のもつ多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成１３年７月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

森林ＧＩＳ

Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピュータ上で総合的に管理、分析、処理するシステム。地図上に様々な情報を重ね合わせて表示し、関連づけて解析できる。

水源涵養機能

雨水を蓄え、渇水を緩和するとともに、地表流出水の減少を図り、洪水を防止する機能。

生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能。

制限林

法令により立木竹の伐採を制限（許可制）されている森林。制限林以外の森林を普通林という。

生産林

「とやまの森づくり基本指針」に基づき、持続的な木材生産を目指す、道から近く生産力のある人工林。

生物多様性

生物多様性とは、地球上に存在する多様な生物すべてに違いがあることを意味し、大きく「生態系の多様性」「種の多様性」「種内の多様性」に分けられる。

生物多様性保全機能

様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全する機能。

施業実施協定

森林所有者等が市町村長の認可を受けて森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関して締結する協定。

遷移

時間の経過にともなって植物の構成が移り変わる現象。

全国森林計画

農林水産大臣が全国の森林につき５年ごとにたてる１５年を１期とする計画。森林のもつ各種機能の重要性にかんがみ、国が森林施業に関する基本的事項などを定めることにより、森林・林業施策の推進方向を明らかにするとともに、地域森林計画の策定にあたっての基準を示すもの。

《た行》

択伐

森林内の樹木の一部を抜き伐りすることで、主伐の一種。

地位

林地の材積生産量を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたものである。一般に１から５の５段階で区分し、数字が小さいほど材積成長量及び上長成長量が大きく、地位が高いことになる。

地域森林計画

森林法に基づき、都道府県知事が森林計画区ごとに10年を一期として5年毎に樹立する計画で、都道府県の森林関連の施策の方向性や伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を定め、市町村森林整備計画の規範となるもので、富山県では「神通川」「庄川」の２つの森林計画区がある。

地下水排除工

地すべりの原因となる有害な地下水を排除するために実施される工事。ボーリング暗渠工、集水井工等がある。

地ごしらえ

人工造林や天然更新の準備のため雑草木や伐採木の枝・葉を取り除く作業。

治山事業

災害防止や水源のかん養など森林の公益的機能を高度に発揮させるため、保安林等における森林整備や防災施設整備を行う事業。

長伐期施業

通常の主伐林齢（例えばスギの場合 40 年程度）のおおむね２倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

長伐期林

伐採年齢を通常の倍（４０～６０年→８０～１００年）に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林。

つる切

下刈りの終わった造林地において造林木に巻きつき、または樹冠に登ってこれを覆い被圧するなど、造林木の生育に障害を及ぼしているつる植物を除去する保育行為。

天然下種更新

森林内で天然（自然）に散布した種が発芽して稚樹として育つことにより、後継の森林を育成する方法。

天然更新

植林等の人為によらずに森林の造成を行うこと。自然に落ちた種子の発芽や樹木の根株からの萌芽等による方法がある。必要に応じて、ササ類の除去等の人手を補助的に加えることもある。

天然更新補助作業

天然更新が確実に行われるようにするため実施する作業のことで、刈出し、芽かき等がある。

天然林

主に天然の力によって造成された森林。

天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

特定保安林

指定の目的に即して機能していない保安林。

富山県林道網整備計画

森林・林業及び山村地域の発展の基盤である林道の整備を進めるにあたっての基本理念を明らかにし、２１世紀における林道施策を展開していくための方向を示すものとして平成

１４年２月に策定された計画。

富山県森づくりプラン

「富山県森づくり条例」に基づく「森づくりの基本計画」として、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項について定めたもの。

《な行》

二次林

その土地本来の植生が、災害や人為などによって置き換えられた発達途中の森林状態のことで、本県の丘陵地帯での潜在植生はウラジロガシなどの常緑広葉樹であり、二次林の多くはコナラ・アカマツ林となっている。

根踏み

越冬により根元がゆるんだ植栽木の抜けや倒伏を防ぐため、植栽木の周囲を踏み固めること。

農林業センサス

我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に農林水産省が５年ごとに行う調査。

《は行》

バイオマス

「再生産可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。」バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生産可能な資源である。

伐期

主伐が予定される時期。

標準伐期齢

主伐を行う標準的林齢。主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準とし、公益的機能を発揮できる状況及び既往の平均伐採齢を勘案して定める。原則として５の倍数とし、市町村森林整備計画において定める。

PDCA サイクル

PDCA サイクルとは、プロジェクトの実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action） を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のことである。PDCA サイクルの特徴は、プロジェクトを流れで捉え、評価を次の計画に活かして プロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられてきた。

不在村森林所有者

自分の森林の所在する市区町村の区域に居住していない森林所有者。

文化機能

文化及び教育活動に寄与する機能。

保安施設地区

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合、その事業を行うに必要な限度で、森林、原野、その他の土地を指定した地区。

保安林

水源かん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。制限林のひとつ。

保育
植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

ぼう芽
伐採した後の切り株から芽が発生すること。

ぼう芽更新
林木を伐採した後の株から発生させたぼう芽を成長させて林を更新する方法。

保健機能森林
森林の保健機能の増進を図るべき森林。

保健・レクリエーション機能
森林浴、レクリエーションなどの場、としての利用により、人々に安らぎや癒しを与える機能。

母樹
優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。

保全林
「とやまの森づくり基本指針」に基づき、成熟した天然林を目指し、原則として自然の推移に委ね保全・保護する森林。

本数調整伐
過密化により保安林機能の低下した森林に対し、林内環境の改善を目的として、上木の立木密度を調整するために行う選択的な伐採。

《ま行》

松くい虫
マツノザイセンチュウを媒介し、松を枯死させる森林害虫の総称。

民有林
国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

芽かき
ぼう芽更新の際に発生するぼう芽枝の本数が多くなりすぎないように、ぼう芽が適正本数になった以降に発生した芽を摘み取ること。

木材等生産機能
木材等森林で生産される資源を培養する機能。

モウソウチク
モウソウチクは北海道から南西諸島の各地に植栽され、竹林を形成している。1736 年に中国から薩摩藩にもたらされたという。マダケよりも大きくて太く、樹高 12mになる。この高さまで一ヶ月ほどで一気に到達してしまう。筍（タケノコ）は柔らかく大形であるため食用に供される。稈は物理性が劣るため繊細な細工物の素材としては一級品ではなく、花器、ざる、かご類、すだれ、箸などのほか建築材料などとして用いられる。

木本類（木本植物）
茎及び根の形成層が働いて多量の木部をつくり、年々その細胞壁を増大する多年生植物の総称。草本植物に対応する語。

《や行》

雪起し
雪圧や冠雪により倒れた樹木を引き起こし、縄、棒などで固定する作業。樹木の根元曲がりを軽減し、樹幹の成長促進を目的として行われる。

要整備森林
特定保安林が指定の目的に即して機能することを確保するため、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認

められる森林。

《ら行》

立木
土地に生育する個々の樹木。

立木度
森林の植栽の密度を数値化したもの。幼齢林（おおむね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率により表します。立木度３は、期待成立本数の１０分の３である状態。

利用区域
林道の利用対象となる区域。山間部にあっては原則として集水区域、平坦部にあっては地形・地物により区画された地域とされている。

林家
林業を営む世帯。２０１０年世界農業センサスでは、1ha 以上の山林を所有する世帯。

林業経営体
林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業事業体
林業経営体からの委託等により、素材生産、森林整備等行う森林組合、造林業者、木材生産者等。

林業専用道
幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合せて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道。

林産物
林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取（うるし）などの特用林産物などがある。

林小班
森林管理のため、字界や尾根・沢等の天然地形により設定された区画。林班は概ね５０ヘクタールの区画であり、さらに５ヘクタール程度の小班に分けられる。

林内相対照度
林内の光の強さを表す指標。林外を１００とした場合の比率で表されることが多い。

林分
樹木の種類（組成）とその大きさや密度（構造）がほぼ一様な樹木の集団と、それらが生育している土地を総合しての呼称。

林齢
森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を１年生とし、以後、２年生、３年生と数える。

齢級
林齢を一定の幅でくくったもので、一般的には５年をひとくくりにしている。例えば１～５年生は１齢級。

列状間伐
選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。